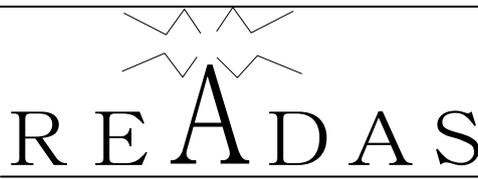


第 5482 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月 6日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

加算税の加重措置の導入

Q：加算税の加重措置が導入されるそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

これまでの加算税は、無申告又は仮装隠蔽が何度行われても一律であったため意図的に無申告又は仮装隠蔽を繰り返す者に対しては、けん制効果が限定的だということから、平成28年度の税制改正では、短期間に無申告又は仮装隠蔽が繰り返し行った場合の加算税については、加重措置を導入することとされました。

具体的には、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再び無申告又は仮装隠蔽に基づく修正申告書を提出した場合には、加算税を10%加重するというものです。

ただし、過少申告加算税及び源泉所得税の不納付加算税については、この改正の対象外となっています。

この改正は、平成29年1月1日から施行されます。

改正前	改正後
無申告加算税15%(20%(注))	⇒ 25%(30%)
重加算税(過少、不納付)35%	⇒ 45%
重加算税(無申告)40%	⇒ 50%

(注) 納付すべき税額が50万円を超える部分

